

公 告

2025年度公立大学法人島根県立大学浜田キャンパス入学生斡旋パソコン調達に係る事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

2025年11月17日

公立大学法人 島根県立大学
理事長 山下 一也

1. 提案競技に付する事項

(1) 名称

2025年度公立大学法人島根県立大学浜田キャンパス入学生斡旋パソコン調達

(2) 提案機種の様

ア 4年間の使用に耐えられるもの。

イ 日常の持ち運びが苦にならないもの。

ウ 要求仕様書のとおり。

(3) 数量

未定

ア 確定は3月末

イ 例年の斡旋品購入台数

約160台

ウ 2026年度入学定員数

230人

(4) 提案価格の上限額

155,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2. 納入に関する事項

(1) 期限

2026年4月3日（金）

(2) 納入先

13. に同じ。

3. 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

- ア 公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第3条第2項の各号のいずれかに該当するものと認められるもので、その事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- エ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- キ 共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。
 - (ア) 目的
 - (イ) 企業体の名称
 - (ウ) 構成員の住所及び名称
 - (エ) 代表者の名称
 - (オ) 代表者の権限
 - (カ) 構成員の出資の割合
 - (キ) 構成員の責任
 - (ク) 取引金融機関
 - (ケ) 決算
 - (コ) 利益金の配当の割合
 - (サ) 欠損金の負担の割合
 - (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員のすべてが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

4. 提案競技説明手続

(1) 提案競技実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

公告日から、2025年12月2日（火）まで

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く）

なお、提案競技説明会は実施しない。

イ 配布場所

13. に同じ。なお、本提案競技に必要な実施要領等の資料を閲覧及び受領するためには、別紙「守秘義務の遵守に関する誓約書」を印刷し必要事項を記載の上、提出すること。

ウ 電子データによる交付

配布書類一式のメールによる交付を希望する者は、事前に電話連絡した上で、13. に記載のメールアドレスに依頼をすること（配布期間必着）。その際、別紙「守秘義務の遵守に関する誓約書」に必要事項を記入の上、添付すること。

5. 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類

提案競技実施要領による。

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

2025年12月2日（火）午後5時までに提出すること。郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

エ 提出先

13. に同じ。

6. 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、2025年12月4日（木）付けで、メール及び郵送にて通知する。

7. 提案競技に係る質疑票について

(1) 提出方法

提案競技実施要領による。

(2) 提出先

13. に同じ。

(3) 提出期限

2025年12月2日（火）午後5時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、2025年12月4日（木）までにメールにより通知する。

8. 提案書の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書及び提案書届出書（様式5）を提出すること。なお本提案では1参加者から3提案までを行うことを可とする。

(1) 提案書の内容

提案競技実施要領による。

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

2025年12月11日（木）午後5時までに提出すること。郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出部数

A4横書き 6部

エ 提出先

13. に同じ。

9. 選定方法

(1) 別に設置する2025年度公立大学法人島根県立大学浜田キャンパス入学生幹旋パソコン調達提案競技審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行う。

(2) 評価内容

ア 提案競技参加資格

3. に同じ。

イ 提案書の内容

提案競技実施要領による。

- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会事務局によるヒアリングの依頼を行う。
- (5) ヒアリングは、次の期間に必要な応じて行う。実施日時は、提案書提出者に対し別途通知する。

ア 実施期間

2025年12月11日（木）から2025年12月19日（金）まで

イ 場所

13. に同じ。

または電話等でのヒアリングによる。

- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

10. 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 提案機種が要求仕様書を満たしていないとき。
- (4) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (5) 提案者が当該提案競技に対して4以上の提案をしたとき。
- (6) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (7) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11. 契約

(1) 契約相手方

本学協同組合浜田スタンプ会（以下「売店」という）を通じ入学生に販売する。

提案者は売店へ一括納入し、学生との販売代金のやりとり、修理等の窓口は売店が行うこととする。

(2) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

12. その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ及び書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

13. 提案競技に関する問合せ先（実施要領等配布場所及び書類提出先）

〒697-0016 島根県浜田市野原町2433番2

島根県立大学浜田キャンパス 図書情報課

電話：0855-24-2205 FAX：0855-24-2210

E-Mail：h-toshojoho@u-shimane.ac.jp

(別紙)

守秘義務の遵守に関する誓約書

年 月 日

公立大学法人島根県立大学

理事長 山下 一也 様

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

印

担当者名

当社は、2025 年 11 月 17 日付けで公告のありました「2025 年度公立大学法人島根県立大学浜田キャンパス入学生幹旋パソコン提案競技」(以下「本提案競技」という。)への参加に関して、公立大学法人島根県立大学(以下「大学」という。)より入手した情報の取扱いにつき、以下の各条項を遵守することを誓約します。

第 1 条 (守秘義務)

- 1 本誓約書において情報とは、大学から開示又は提供される本提案競技に関する書面、電子媒体、口頭によるものを問わない一切の情報をいう。
- 2 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は含まれないものとする。
 - (1) 大学から開示又は提供された時点で既に公知となっていた情報。
 - (2) 大学から開示又は提供された後、当社の責に帰すべき事由によらず公知となった情報。
 - (3) 大学から開示又は提供された時点で、既に当社が保有していた情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から開示又は提供された情報。
 - (5) 大学が秘密保持義務を課すことなく当社又は第三者に開示又は提供した情報。
 - (6) 法令又は行政機関の要請に基づいて開示又は提供された情報。
- 3 当社および当社の役員・従業員は、情報について厳に秘密を保持し、大学の書面による同意なくして第三者にこれを開示又は漏洩してはならないものとする。
- 4 当社および役員・従業員は、自己の保有する財産的情報と同一の注意をもって、情報を管理し取り扱うものとする。
- 5 当社は、大学の書面による同意を得て、必要な範囲で弁護士、会計士等(以下「被開示者」という。)に情報を開示することができるものとする。但し、当社及び大学は被開示者が法令に基づく秘密保持義務を負っていないときには、本誓約書におけるものと同等の秘密保持義務を負わせるものとする。
- 6 本条の他の規定に関わらず、当社は、法令、裁判所の決定・命令、行政庁の命令において求められる

(別紙)

限度において情報を開示することができ、開示したことに関して大学に対して何ら賠償責任その他の法的責任を負わないものとする。

- 7 当社は、情報の漏洩の事実またはそのおそれを知ったときは、直ちに大学に報告し、損害が拡大しないよう努めるものとする。

第2条（有効期間）

本誓約書の義務は、本提案競技への応募後も有効に存続するものとする。

第3条（損害賠償）

万一、当社が第1条の守秘義務に違反して、大学または第三者に損害を被らせたときは、当社はその損害を賠償するものとする。

第4条（協議等）

- 1 本誓約書に定めなき事項及び本誓約書の各条項に関する疑義が生じた場合は、当社は、信義誠実の原則に基づいて大学と協議し、解決を図るものとする。
- 2 本誓約書に関連して生じた一切の紛争に関して、前項の協議不調の場合には松江地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。
- 3 本誓約書は、日本法を準拠法として解釈されるものとすることに合意する。